

平成 30 年度沖縄県人事行政の運営等の状況

令和元年 9 月

沖 縄 県

目 次

第1 趣旨	1
第2 人事行政の運営の状況	
1 職員の任免及び職員数に関する状況	
(1) 職員の採用の状況	2
(2) 再任用職員の採用の状況	2
(3) 退職の状況	2
(4) 職員数の状況	
ア 職員数の状況	3
イ 年齢別職員構成の状況	4
ウ 職員数の推移	4
2 職員の人事評価の状況	
人事評価の状況	4
3 職員の給与の状況	
(1) 総括	
ア 人件費の状況（普通会計決算見込み）	6
イ 職員給与費の状況（普通会計決算見込み）	6
ウ ラスパイレス指数の状況等	6
エ 給与改定の状況	6
オ 給与制度の総合的見直しの実施状況について	7
カ 特記事項	7
(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況	
ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	7
イ 職員の初任給の状況	9
ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	10
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況	
ア 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況	10
イ 国との給与表カーブ比較表	11
ウ 昇給への人事評価の活用状況	11
(4) 職員の手当の状況	
ア 期末手当・勤勉手当	12
イ 退職手当	12
ウ 地域手当	13
エ 特殊勤務手当	13
オ 時間外勤務手当	21
カ その他の手当	21
(5) 特別職の報酬等の状況	24
(6) 公営企業職員の状況	
ア 水道事業	25
イ 工業用水道事業	29
ウ 病院事業	33
4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	
(1) 勤務時間の状況	38
(2) 年次休暇の状況	38
(3) 特別休暇等の状況	38
5 職員の休業の状況	

(1) 育児休業取得者数	40
(2) 自己啓発等休業	
ア 取得者数	40
イ 取得状況	41
(3) その他の休業	41
6 職員の分限処分及び懲戒処分の状況	
(1) 分限処分の状況	41
(2) 懲戒処分の状況	42
7 職員の服務の状況	
営利企業等の従事許可の状況	42
8 職員の退職管理の状況	
再就職の状況	42
9 職員の研修の状況	
主な研修の状況	42
10 職員の福祉及び利益の保護の状況	
(1) 厚生制度の状況	45
(2) 公務災害補償の状況	46

第3 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況	
(1) 採用試験の実施状況	
ア 上級試験	46
イ 中級試験	47
ウ 初級試験	47
エ 警察官試験	47
オ 身体障害者を対象とした採用選考試験	48
カ 採用試験の実施日程	48
(2) 採用選考の状況	48
(3) 昇任試験の実施状況	49
(4) 昇任選考の状況	50
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	50
3 勤務条件に関する措置の要求の状況	55
4 不利益処分に関する審査請求の状況	56

平成30年度沖縄県人事行政の運営等の状況

第1 趣旨

任命権者が報告した平成29年度における職員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況並びに人事委員会が報告した平成28年度における業務の状況について、沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年沖縄県条例第4号）第6条の規定により公表するものである。

地方公務員法（抜粋）

（人事行政の運営等の状況の公表）

第58条の2 任命権者は、次条に規定するもののほか、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

- 2 人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、業務の状況を報告しなければならない。
- 3 地方公共団体の長は、前二項の規定による報告を受けたときは、条例で定めるところにより、毎年、第一項の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前項の規定による報告を公表しなければならない。

沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（公表）

第6条 知事は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年9月末日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

- 2 前項の公表は、次に掲げる方法により行う。
 - (1) 県公報に掲載する方法
 - (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

第2 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

職員の任用に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第3号）に基づき、任命権者が採用した職員数の状況である。

職員の採用の状況（平成30年度）

（単位：人）

区分	試験の種類			選考	合計
	上級試験	中級試験	初級試験		
一般行政職	78	21	24	35	158
事務職	38	18	20	6	82
技術職	40	3	4	29	76
警察職	48	0	46	3	97
教育職	0	0	0	435	435
企業職	11	0	1	254	266
現業職	0	0	0	0	0

備考 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである（以下(2)及び(3)において同じ。）。

- 1 一般行政職 2から5までに掲げる職員以外の職員
- 2 警察職 公安職給料表が適用される職員
- 3 教育職 教育職給料表が適用される職員
- 4 企業職 沖縄県企業職員
- 5 現業職 現業職給料表が適用される職員

(2) 再任用職員の採用の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき、任命権者が再任用した職員数の状況である。ただし、再任用職員の再任用期間を更新した場合にも、採用として数に計上している。

再任用職員の採用の状況（平成30年度）

（単位：人）

区分	常時勤務	短時間勤務	合計
一般行政職	71	148	219
事務職	28	84	112
技術職	43	64	107
警察職	0	37	37
教育職	127	64	191
企業職	6	76	82
現業職	18	3	21

(3) 退職の状況

職員の退職等の状況である。

退職の状況（平成30年度）

（単位：人）

区分	定年退職	早期退職	その他	合計

			普通 退職	分限 免職	懲戒 免職	失職	死亡 退職	任期 満了	
一般行政職	110	16	34	0	0	0	6	99	265
警察職	39	5	18	0	0	0	1	0	63
教育職	237	57	41	0	1	0	2	7	345
企業職	43	2	127	0	0	0	4	25	201
現業職	12	2	0	0	0	0	0	2	16

備考 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- 1 定年退職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職及び同法第28条の3第1項の規定による勤務延長後の退職
- 2 早期退職 早期退職募集制度による退職
- 3 普通退職 自己都合による退職
- 4 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- 5 懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- 6 失職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
- 7 任期満了 定められた任期が満了したことによる退職

(4) 職員数の状況

各年4月1日現在の一般職に属する職員の部門別の状況である。

ア 職員数の状況

(各年4月1日現在 単位：人)

区分		職員数			対前年増減数			平成30年度分の主な増減理由
部門		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	
一般行政部門	議会	41	42	42	0	1	0	国保事業の公営企業等会計部門への移行 衛生部門の業務量増 農林水産部門の業務合理化 土木部門の業務増
	総務企画	764	746	744	17	△18	△2	
	税務	170	171	168	△1	1	△3	
	民生	414	430	407	2	16	△23	
	衛生	550	543	560	12	△7	17	
	労働	102	108	107	12	6	△1	
	農林水産	907	903	896	△8	△4	△7	
	商工	255	263	262	14	8	△1	
	土木	703	714	725	9	11	11	
小計		3,906 (153)	3,920 (137)	3,911 (128)	57 (△2)	14 (△16)	△9 (△6)	(参考：人口10万人当たりの職員数272人)
特部別門行政	教育	13,957	14,151	14,252	132	194	109	学級増に伴う定員増
	警察	2,962	3,060	3,070	42	98	10	警察部門の業務量増
小計		16,919 (83)	17,211 (107)	17,322 (118)	174 (34)	292 (21)	119 (0)	
普通会計計		20,825 (236)	21,131 (244)	21,233 (246)	231 (32)	306 (8)	110 (2)	(参考：人口10万人当たりの職員数1,475人)
公会當計企業門等	病院	2,650	2,696	2,791	3	46	95	ICUの強化等
	水道	231	223	222	△6	△8	△1	
	下水道	76	72	70	1	△4	△2	
その他	その他	12	15	29	0	3	14	国保事業の公営企業等会計部門への移行
	小計	2,969 (73)	3,006 (80)	3,112 (82)	△2 (8)	37 (7)	106 (2)	
合計		23,794 (309)	24,137 (324)	24,345 (328)	229 (40)	343 (15)	216 (4)	(参考：人口10万人当たりの職員数1,691人)

(26,840)	(27,263)	(27,753)	(178)	(423)	(496)	
----------	----------	----------	--------	--------	--------	--

- 備考 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含む。
- 2 再任用短時間勤務職員は括弧書きとし、職員数の外書きとしている。
- 3 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである。
- (1) 一般行政部門 (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員
 - (2) 特別行政部門 教育委員会の職員及び警察職員
 - (3) 公営企業等会計部門 公営企業会計及び特別会計等に係る職員
 - (4) 合計欄の最下段、括弧内の数値は、条例定数の数値である。

イ 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）

	21歳 未満	21歳 ～ 25歳	26歳 ～ 30歳	31歳 ～ 35歳	36歳 ～ 40歳	41歳 ～ 45歳	46歳 ～ 50歳	51歳 ～ 55歳	56歳 ～ 60歳	61歳 以上	計
職員数	人 75	人 1,059	人 2,310	人 3,187	人 3,591	人 4,516	人 4,042	人 2,987	人 2,323	人 255	人 24,345

ウ 職員数の推移

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	過去5年間の 増減数（率）
職員数	人 23,154	人 23,301	人 23,565	人 23,794	人 24,137	人 24,345	人 1,191 (5.1%)

- 備考 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数
- 2 組織再編等のあった部門にあっては、再編等の前の年については再編前の部門における合計職員数

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法第23条の2の規定に基づき、任命権者が行う人事評価の状況である。

人事評価の状況（平成30年度）

評価の方法		評価者	評価結果の活用
知事部局等	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 一般職に属する職員	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定、定期人事異動並びに分限処分
	【評価方法】 所属長等による勤務成績の評価及び面談 【対象職員】 条件付採用期間中の職員	所属長等	条件付採用期間中の職員の正式な採用の判断
警察本部	【定期評定】 沖縄県警察職員の人事評価に関する訓令（平成29年沖縄県警察本部訓令第4号）第7条の規定に基づく定期評定 【方法】 所属長等による人事評価の実施及び報告	所属長等	昇任試験での加点措置等
	【条件付採用職員の正式任用】 沖縄県警察職員の人事評価に関する訓令第13条の規定に基づく特別評定 【方法】 所属長等による人事評価の実施及び報告	所属長等	条件付採用職員の正式採用
【昇格】		所属長等	昇格及び昇給の実施

	<p>初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年人事委員会規則第10号）第19条の規定に準じた人事評価</p> <p>【昇給】 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第33条の規定に準じた人事評価</p> <p>【方法】 所属長等による人事評価の報告</p>		
	<p>【勤勉手当】 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年人事委員会規則第18号）第10条の規定に基づく人事評価</p> <p>【方法】 所属長等による人事評価の報告</p>	所属長等	勤勉手当の成績率の決定
教育庁	<p>【事務局】 能力評価及び業績評価（一般職に属する職員） 所属長等による勤務成績の評価及び面談（条件付採用期間中の職員）</p> <p>【県立学校及び小中学校】 役割達成評価（業績評価）及び資質能力評価（能力評価） 評価方法：5段階の絶対評価（一部3段階） 自己申告と評価者面談（年3回実施） 当初：目標設定 中間：進捗及び発揮状況 最終：達成及び発揮状況 評価結果は全員に開示し、教職員の資質能力の向上を図る。 苦情には「苦情相談」と「苦情処理」で対応</p>	所属長等	<ul style="list-style-type: none"> 昇給及び勤勉手当の成績率の決定 条件付採用期間中の職員の正式な採用の判断
議会事務局	<p>【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価</p> <p>【対象職員】 全職員</p>	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定
監査委員事務局	<p>【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価</p> <p>【対象職員】 一般職に属する職員</p>	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定
人事委員会	<p>【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価</p> <p>【対象職員】 一般職に属する職員</p>	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定
企業局	<p>【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価</p> <p>【対象職員】 臨時的任用職員等を除く一般職員</p>	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定
病院事業	<p>【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価</p> <p>【対象職員】</p>	所属長等	定期人事異動等

局	臨時の任用職員等を除く一般職員 ※臨時の任用職員等は、職務を遂行するに当たり発揮した能力のみを評価		
---	--	--	--

3 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算見込み）

区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B ÷ A	(参考) 平成29 年度の人件費率
平成30年度	人 1,476,178	千円 702,045,339	千円 4,070,218	千円 195,625,477	% 27.9	% 27.1

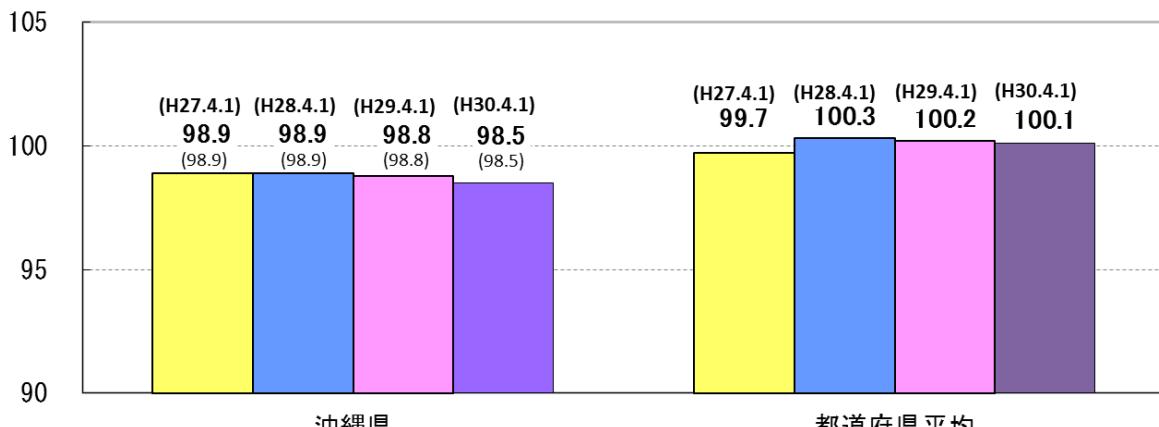
イ 職員給与費の状況（普通会計決算見込み）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 1人 当たり給与費 B ÷ A	(参考) 都道 府県平均1人 当たりの給与 費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成30年度	人 21,233	千円 95,558,863	千円 17,835,911	千円 37,257,816	千円 150,652,591	千円 7,095	千円 7,174

- 備考 1 表中「職員手当」には、退職手当を含まない。
 2 表中「職員数」は、平成30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

ウ ラスパイレス指数の状況等

(7) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- 備考 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指標である。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

(イ) ラスパイレス指数の上昇理由等

該当なし

エ 給与改定の状況

(7) 月例給

区分	人事委員会の勧告				(参考) 国の改定率
	民間給与	公務員給与	較差	勧告	

	A	B	A-B	(改定率)		
平成30年度	円 345,018	円 344,352	円 666	% 0.19	% 0.18	% 0.16

備考 表中「民間給与」及び「公務員給与」とは、人事委員会の勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(イ) 特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告(改定月数)		
平成30年度	月 4.43	月 4.40	月 0.03	月 0.05	月 4.45	月 4.45

備考 表中「民間の支給割合」とは民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」とは期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

オ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2パーセントの引下げ、地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

(7) 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2パーセント引下げ

初任給等は引下げなし。50歳台後半層が多い号給は最大4パーセント程度引下げ。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて、医療職給料表(1)以外の給料表において見直しを実施。

新給料表への円滑な移行のための激変緩和として、4年間（平成31年3月31日まで）の経過措置を実施。

(イ) 地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準と同率で設定

(実施時期) 平成27年4月1日から実施。国と同様に段階的に支給率を引上げ。なお、本県内において支給対象地域はなし。

(ウ) その他の見直し内容

(内容) 管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について国と同様に見直しを実施

(実施時期) 平成27年4月1日

カ 特記事項

なし

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

(7) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
沖縄県	41.0 歳	308,979 円	368,946 円	340,150 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
都道府県平均	43.1 歳	327,050 円	413,909 円	369,953 円

(4) 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A ÷ B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	
沖縄県	54.5歳	232人	347,697円	392,705円	373,819円	—	—	—	—
うち運転士	53.6歳	49人	346,741円	396,676円	376,830円	自家用乗用自動車運転者	54.9歳	197,700円	2.01
うち用務員	56.6歳	63人	345,983円	367,727円	361,186円	用務員	55.6歳	207,200円	1.77
うち農林水産技能員・農業技術補佐員	52.9歳	66人	348,102円	419,285円	386,612円	—	—	—	—
うち介助員	56.1歳	23人	356,341円	376,611円	370,428円	—	—	—	—
うち電話交換士	52.8歳	7人	350,793円	370,054円	355,079円	—	—	—	—
うち印刷技士	55.6歳	3人	316,233円	350,812円	340,733円	—	—	—	—
うち土木整備員	53.0歳	8人	353,763円	415,342円	403,811円	—	—	—	—
うち守衛	非公表	1人	非公表	非公表	非公表	守衛	57.7歳	182,100円	非公表
うち調理員・調理士	54.1歳	12人	344,525円	397,004円	363,442円	調理士	45.4歳	199,300円	1.99
国	50.7歳	2,553人	286,817円	—	328,637円	—	—	—	—
都道府県平均	52.9歳	210人	324,106円	379,720円	357,326円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 C	民間 D	C ÷ D
沖縄県	—	—	—
うち運転士	6,386千円	2,596千円	2.46
うち用務員	6,005千円	2,809千円	2.14
うち農林水産技能員・農業技術補佐員	6,667千円	—	—
うち介助員	6,158千円	—	—
うち電話交換士	6,079千円	—	—
うち印刷技士	5,606千円	—	—
うち土木整備員	6,736千円	—	—
うち守衛	非公表	2,233千円	非公表
うち調理員・調理士	6,385千円	2,630千円	2.43

備考 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成27年から平成29年までの3か年平均）。

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において

完全に一致しているものではない。

3 年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(ウ) 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	44.0 歳	375,354 円	427,477 円
都道府県平均	44.8 歳	375,279 円	440,397 円

(イ) 小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	43.3 歳	359,653 円	405,501 円
都道府県平均	43.0 歳	361,178 円	419,034 円

(オ) 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
沖縄県	38.9 歳	320,402 円	421,034 円	352,816 円
国	41.3 歳	317,397 円	—	374,941 円
都道府県平均	38.4 歳	320,732 円	456,228 円	368,727 円

備考 1 表中「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 表中「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

イ 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区分	沖縄県		国
一般行政職	大学卒	179,200 円	179,200 円
	高校卒	147,100 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	144,500 円	—
	中学卒	136,500 円	—
高等学校教育職	大学卒	200,600 円	—
	高校卒	173,900 円	—
小・中学校教育職	大学卒	200,600 円	—
	高校卒	176,400 円	—
警察職	大学卒	205,200 円	208,000 円

高校卒	169,500 円	169,500 円
-----	-----------	-----------

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	249,924 円	359,954 円	385,033 円	405,198 円
	高校卒	220,689 円	292,118 円	351,219 円	363,288 円
技能労務職	高校卒	—	354,400 円	388,867 円	357,650 円
	中学卒	—	—	328,880 円	350,644 円
高等学校教育職	大学卒	298,154 円	394,660 円	422,985 円	436,942 円
	高校卒	—	—	—	414,192 円
小・中学校教育職	大学卒	299,539 円	386,467 円	410,542 円	422,842 円
	高校卒	—	—	—	—
警察職	大学卒	282,280 円	383,480 円	399,129 円	410,542 円
	高校卒	255,371 円	347,306 円	377,405 円	401,945 円

備考 表中「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。なお、卒業後直ちに県に採用され、引き続き勤務している職員の経験年数は、採用後の在職年数をいう。

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）

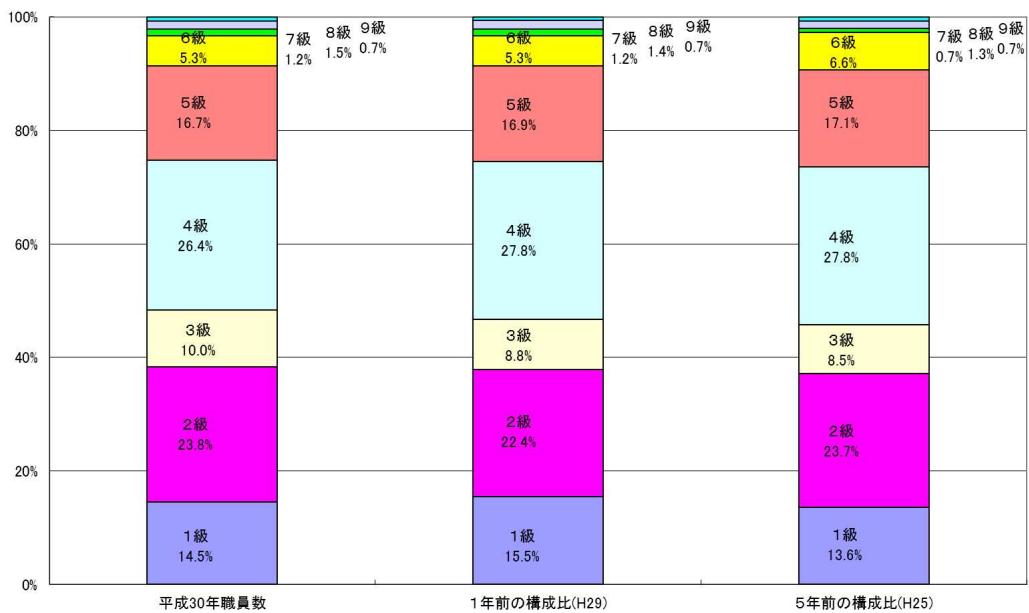
(7) 級別職員の数等

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事又は技師の職務	675 人	14.5 %	142,600 円	247,100 円
2級	1 副主査の職務 2 主任の職務	1,110 人	23.8 %	192,700 円	303,800 円
3級	1 主査又は主任技師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする副主査の職務	468 人	10.0 %	228,900 円	349,600 円
4級	1 班長又は主幹の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主査又は主任技師の職務	1,231 人	26.4 %	262,000 円	380,600 円
5級	困難な業務を行う班長又は主幹の職務	776 人	16.7 %	288,000 円	392,600 円
6級	課長又は副参事の職務	246 人	5.3 %	318,500 円	409,800 円
7級	1 困難な業務を行う課長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする副参事の職務	54 人	1.2 %	362,300 円	444,500 円
8級	統括監又は参事の職務	69 人	1.5 %	407,700 円	468,200 円
9級	公室長、本庁の部長又は参事監の職務	31 人	0.7 %	458,000 円	527,100 円

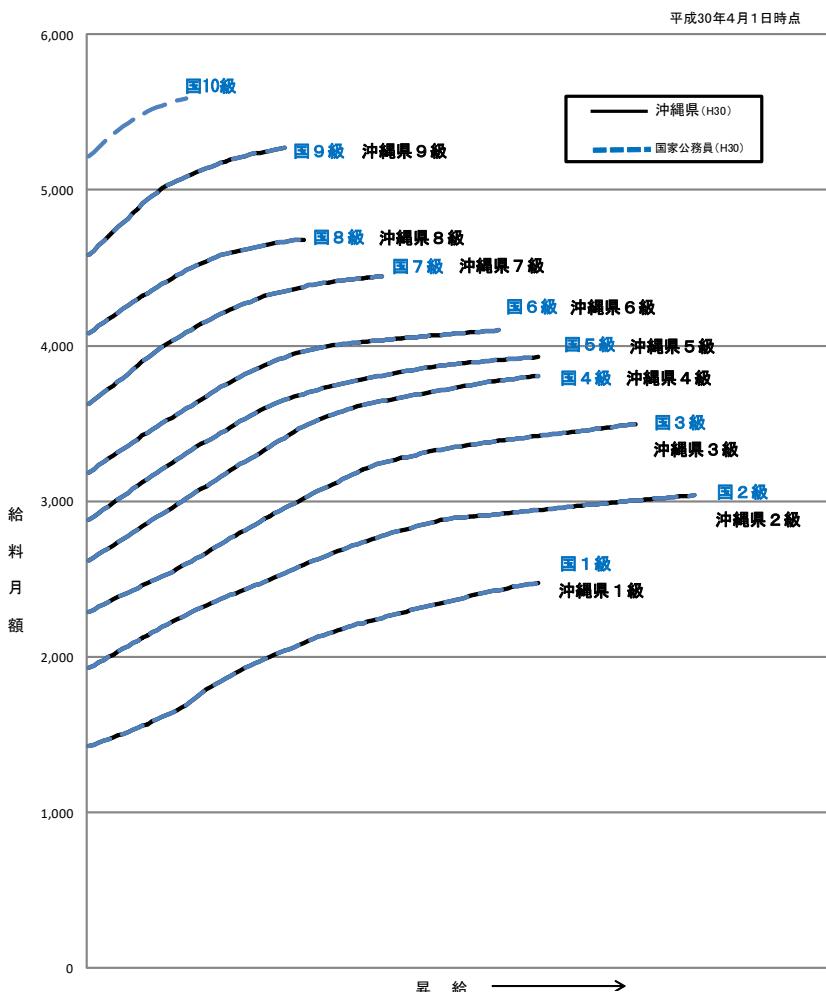
備考 1 沖縄県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 表中「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(4) 級別職員の構成比



イ 国との給与表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年4月1日現在）



ウ 昇給への人事評価の活用状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日までにおける運用	管理職員	一般職員
------------------------------	------	------

ア 人事評価を活用している			
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分
上位、標準及び下位の区分		○	○
上位及び標準の区分			
標準及び下位の区分			
標準の区分のみ（一律）			
イ 人事評価を活用していない			
活用予定期間			

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

沖縄県	国
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,503千円	—
（平成30年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分	（平成30年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセントまで 管理職加算 10パーセント	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセントまで 管理職加算 10パーセントから25パーセントまで

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

（参考）勤勉手当への人事評価の活用状況

平成30年度中における運用	管理職員	一般職員
ア 人事評価を活用している		
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準及び下位の成績率	○	○
上位及び標準の成績率		
標準及び下位の成績率		
標準の成績率のみ（一律）		
イ 人事評価を活用していない		
活用予定期間		

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

沖縄県			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2パーセントから45パーセントまでの割合の額を加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2パーセントから45パーセントまでの割合の額を加算)	
(退職時特別昇給	無)	(退職時特別昇給	無)
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
	5,543千円	20,822千円		一円	一円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算見込み）	61,961千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算見込み）	804,688円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20.0%	45人	20.0%
大阪市	16.0%	6人	16.0%
名古屋市	15.0%	1人	15.0%
仙台市	4.5%	2人	6.0%
医師・歯科医師	16.0%	22人	16.0%
平均支給率	0.06%	—	0.06%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			98.5 (98.5)

備考 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

エ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算見込み）	1,289,992千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算見込み）	98,330円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度決算見込み）	61.8%			
手当の種類（手当数）	44			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度 決算見込み)	左記職員に対する支 給単価
種雄牛等取扱 手当	畜産研究センター又は 家畜改良センターに所 属する職員（現業職員 を含む。）	(1) 牛及び豚の自然交 配、精液の採取若しく は人工授精又はこれら の作業の準備のために 牛及び豚を御する作業 (2) 牛の削蹄又はその作 業の準備のために牛を 御する作業	131千円	日額230円

交通取締等手当	特定警察官（警察官のうち警部以下の階級にあるものをいう。以下「特定警察官」という。）及び涉外事件通訳員	交通の取締り、人身事故の処理及び高速道路での物損事故の処理作業	10,397千円	(1) 日額560円（高速道路における作業の場合は、日額840円） (2) 東日本大震災に對処するため、引き続き5日以上従事した場合は、1日につき840円を(1)の額に加算
自動車等警ら作業手当	特定警察官	警ら用無線自動車による警らの作業	14,826千円	日額420円
		交通取締用自動二輪車による警らの作業		日額560円
爆発物取締作業手当	特定警察官、商工労働部産業政策課、宮古事務所総務課及び八重山事務所総務課に所属する職員	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に規定する保安検査、立入検査又は完成検査等の作業	6千円	日額230円
海上業務手当	船舶に乗り組む職員	航海中における調査、試験研究、漁業取締り、捜査、警備又は救難等の業務	3,495千円	日額230円 (警察官が特に困難な作業に従事した場合にあっては、690円)
暴風雨時手当	職員（現業職員を含む。）	暴風雨時（当該職員が勤務する公署における業務又は事務の全部又は一部が、台風の来襲等による事故発生の防止のための措置として停止された期間に限る。）において、業務に従事することを特別に命じられた場合の業務	20,473千円	1時間500円
社会福祉手当	福祉事務所に勤務し現業を行う社会福祉主事、児童相談所に勤務し現業を行う児童福祉司及び児童心理司並びに身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司	福祉に関する業務	18,845千円	日額680円
	児童相談所に勤務し現業を行う班長、主幹、児童福祉司及び相談担当職員に対し、教育、訓練及び指導を行う児童福祉司のうち、児童虐待が発生している場合又は発生していると思われる場合における緊急連絡に基づき出動の要否等の具体的な対応を判断する業務に従事する職員	福祉に関する業務		日額850円

	福祉事務所に勤務し現業を行う母子自立支援員、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う社会福祉主事及び心理判定員、婦人相談所に勤務する心理判定員等	福祉に関する業務		日額340円
特殊現場作業手当	土木事務所、農林水産振興センター農林水産整備課、農林土木事務所、下水道事務所等に勤務する職員	地上若しくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は水面下4メートル以上の深所等で行う作業	4千円	日額230円
遺骨収集作業手当	職員	遺骨収集の作業	一	日額250円
精神保健業務手当	保健医療部地域保健課に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第27条第3項の規定に基づく精神保健指定医の診察への立会い若しくは同法第29条第1項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送業務又は同法第38条の6第1項の規定に基づく精神科病院に入院中の者への質問業務若しくは精神保健指定医の診察への立会い	22千円	日額230円
	保健所に勤務する運転士	精神障害者の搬送業務		
爆発物等処理作業手当	特定警察官	爆発物若しくはその疑いのある物件の処理作業又はサリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号）第2条に規定するサリン等若しくはその疑いのある物質の処理作業	一	1回5,200円 (特殊危険物質等の製造解明実験作業の場合は、1回460円)
潜水作業手当	特定警察官、水産海洋技術センター、栽培漁業センター、農林水産振興センター農林水産整備課及び沖縄水産高等学校（実習船の運航に関する業務に従事する職員に限る。）に勤務する職員	潜水器具を着用した潜水作業	325千円	(1) 潜水深度20mまで1時間310円 (2) 潜水深度30mまで1時間780円 (3) 潜水深度30m超1時間1,500円 (劣悪な環境下の場合は、1時間につき310円を加算)
救難等作業手当	警察官	救難又は救助等の作業	951千円	日額840円（特別の場合は、1,680円）
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う次に掲げる業務 (1) 航空機の操縦業務 (2) 航空機の整備業務 (3) 前2号に掲げる以外の業務（旅行又は物品の輸送等を目的とする業務を除く。）	4,207千円	(1) 1時間5,100円 (2) 1時間2,200円 (3) 1時間1,900円

銃器犯罪捜査手当	警察官	防弾装備を装着し、及び武器を携帶して行う次に掲げる業務 (1) 銃器を使用している犯罪現場における犯人逮捕の作業（これに直接関連する業務を含む。） (2) 銃器を所持する犯人逮捕の作業 (3) (1)に付随して行われる固定配置による警戒の作業 (4) (2)に付随して行われる固定配置による警戒の作業 (5) 銃器使用の暴力団対立抗争における張付け警戒作業、銃器使用のおそれがあると認められる暴力団、暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係企業からの保護対象者に対する危害を未然に防止するための保護対策における身辺警戒及び固定警戒の作業	3千円	(1) 日額1,640円 (2) 日額1,100円 (3) 日額1,100円 (4) 日額820円 (5) 日額820円
はぶ等捕獲作業手当	特定警察官	住民等からの要請を受け、はぶ等の毒蛇を捕獲し、又は撲殺する作業	754千円	1回800円
死体処理作業手当	職員	死体の発見の場所又は解剖の施設において直接死体を取り扱う作業	48,765千円	1体につき1,600円から3,200円までの範囲内の額
実習船指導手当	実習船に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士、船舶通信士等	沖縄水産高等学校における実習船に乗り組み、次に掲げる生徒の実習の指導業務 (1) 遠洋区域で行う航海実習における指導の業務 ((2)に掲げる業務を除く。) (2) 遠洋区域で行う網、なわその他漁具を用いて行う漁ろうの実習における指導の業務 (3) 遠洋区域で行う停泊実習における指導の業務 (4) 遠洋区域以外の区域で行う実習（沖縄本島内における停泊実習及び実習船をドックに入れて行う実習を除く。）	3,827千円	(1) 日額820円 （船長、機関長等は、日額1,750円） (2) 日額1,640円 （船長、機関長等は、日額3,500円） (3) 日額410円 （船長、機関長等は、日額870円） (4) 日額230円
	沖縄水産高等学校に勤務する教育職員	沖縄水産高等学校における実習船に乗り組み、次に掲げる生徒の実習の指導業務 (1) 航海実習における指導の業務		(1) 日額2,750円

		(2) 停泊実習及び実習船をドックに入れて行う実習（沖縄本島内における実習を除く。）		(2) 日額1,650円
浄化処理作業手当	下水道事務所（管理班、施設班、水質管理班及び浄化センター（水質管理業務に従事する者に限る。）に限る。）に勤務する職員	(1) 下水道施設における汚泥等の処理作業 (2) 汚水管、下水道処理施設等における維持管理作業 (3) 汚泥等の採取作業 (4) 汚泥等の化学試験及び検査作業	486千円	日額450円 (4の作業に従事し場合は、日額290円)
防疫等作業手当	職員	(1) 感染症の病原体に汚染されている区域における防疫作業 (2) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業 (3) 家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病及び鼻疽に限る。）の病菌を有する家畜又は有する疑いのある家畜の防疫作業 (4) 動物用生物学的製剤製造又は病原検索試験研究の作業	190千円	(1) 日額290円 (2) 日額380円 (牛のと殺作業に従事した場合は、日額760円) (3) 日額290円 (4) 日額290円
	(1) 保健所に所属する運転士 (2) 家畜保健衛生所又は家畜衛生試験場に所属する現業職員	(1) 感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務 (2) 家畜伝染病予防法第2条第1項に定める家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病及び鼻疽）の病原体に汚染されている区域において患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業		日額290円
有害薬物取扱等手当	(1) 農林水産部森林管理課、畜産研究センター、農業研究センター、森林資源研究センター、水産海洋技術センター、工業技術センター等に勤	(1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物又は劇物を利用した理化学的試験研究又は病害虫防除の作業	326千円	日額290円

	務する職員 (2) 保健所に勤務する医療監視員及び薬事監視員	(2) 医療法（昭和23年法律第205号）又は毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等の業務		
	農業研究センター、家畜改良センター、畜産研究センター、森林資源研究センター、水産海洋技術センター又は高等学校に勤務する現業職員	毒物又は劇物を利用した理化学的試験研究の補助又は病害虫防除作業		
用地等交渉手当	土木事務所（用地班、河川都市用地班等）等に勤務する用地等交渉業務を本務とする職員	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務及び当該業務のために行う調整等に関する業務	8,991千円	日額750円 (業務が午後6時以降の場合は、1,000円)
	土木建築部道路管理課、土木事務所等に勤務する職員	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務及び当該業務のために行う調整等に関する業務		日額600円 (業務が午後6時以降の場合は、1,000円)
私服捜査等手当	特定警察官、警察本部に勤務する電子計算機に係る犯罪の解析その他情報技術の解析の作業に従事する職員及び涉外事件通訳員	私服を着用して行う現場における犯罪の予防若しくは捜査の作業又は被疑者の逮捕の作業	33,201千円	日額560円
看守手当	特定警察官	留置施設における被留置者の看守の作業	5,117千円	日額240円
護送手当	特定警察官	被疑者、被告人又は法令により拘禁されている者の護送作業	2,020千円	日額240円
鑑識作業手当	職員（警察官にあっては、特定警察官に限る。）	指掌紋、足こん跡、手口、写真又は似顔絵を利用する犯罪鑑識作業、理化学、法医学、心理学、情報工学又は銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識作業並びに警察犬を利用して行う足跡追及、爆発物捜索及び捜索救助の作業	2,834千円	(1) 現場 日額560円 (2) 内勤 日額280円
警ら作業手当	特定警察官	交番等に勤務する地域警察官及び機動隊員等による警らの作業	45,942千円	(1) 日額340円 (2) 東日本大震災に對処するため、引き続き5日以上従事した場合は、1日につき840円を(1)の額に加算
夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員、総務部管財課に勤務する守衛等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	98,832千円	(1) 深夜の全部の勤務 1回980円 (2) 2時間以上の勤務 1回650円 (3) 2時間未満の勤

				務 1回410円
巡回診療手当	保健医療部保健医療総務課に勤務する職員	無医地区における巡回診療の業務	一	日額1,000円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の教頭、教諭、助教諭又は講師	小学校又は中学校の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導の業務	5,166千円	日額290円
面接指導手当	通信教育を行う学校及びその協力校の教育職員（通信教育に従事することを本務とする職員を除く。）	面接指導の業務	2,148千円	1時間1,500円
兼務授業手当	高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の全日制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の定時制の課程の授業の業務	一	授業1時間1,500円
	定時制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の全日制の課程の授業の業務		
税務手当	総務部税務課、県税事務所、自動車税事務所、宮古事務所県税課及び八重山事務所県税課に勤務する職員	県税に関する業務	50,819千円	日額500円から日額1,700円までの範囲内の額（滞納処分又は犯則取締りの業務に従事したときは、日額100円を加算）
教員特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	564,623千円	日額8,000円から日額16,000円までの範囲内の額
		修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの		日額5,100円
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日、休日等に行うもの		日額5,100円
		部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの		日額3,600円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの		日額900円
農業機械等運転作業手当	畜産研究センター、農業研究センター、家畜保健衛生所又は家畜改	道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型特殊自動車又は	388千円	日額230円

	良センターに勤務する職員（現業職員を含む。）	小型特殊自動車（耕うん機）の運転作業		
病害虫防除指導手当	病害虫防除技術センターに勤務する職員（行政職給料表の適用を受ける職員に限る。）	病害虫の発生予察及び防除指導の業務	1,324千円	日額870円から日額1,700円までの範囲内の額
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	訓練礼式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防御訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技の訓練の指導の業務	137千円	日額700円
夜間緊急呼出手当	特定警察官等	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う交通取締等、爆発物等処理作業、私服捜査等又は鑑識作業等の業務	104千円	1回につき1,240円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教諭（特定の主任等の職務を担当する教諭に限る。）	教務その他教育に関する事項についての連絡調整及び指導助言の業務	119,438千円	日額200円
身辺警護等作業手当	警察官	身辺警護等の作業	267千円	日額640円 (天皇、皇后等の身辺の警衛の作業の場合、1,150円)
定時制夜間勤務手当	定時制の課程を置く高等学校に勤務する事務職員	定時制の課程に関する業務（午後5時以降において2時間以上従事した場合に限る。）	142千円	日額130円
	定時制の課程を置く高等学校に勤務する現業職員	炊事等の業務（午後5時以降において2時間以上従事した場合に限る。）		日額130円
外国勤務手当	外国に駐在することを命ぜられた職員	外国において特定の事務を処理する業務に従事したとき	54,984千円	月額（在外公館に勤務する外務公務員に対して支給される在勤基本手当の額に100分の80を乗じて得た額、住居手当の額、配偶者手当の額及び子女教育手当の額を合計した額）
道路上作業手当	土木事務所に所属する現業職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業	513千円	日額300円
東日本大震災関連作業手当	職員	東日本大震災に対処するため、次に掲げる区域で行う業務 (1) 東京電力（株）福島第一原子力発電所の敷地内の区域（免震重要棟外） (2) 東京電力（株）福島	—	(1) 日額20,000円 (2) 日額5,000円

	<p>第一原子力発電所の敷地内の区域（免震重要棟内）</p> <p>(3) 警戒区域に設定することとされた区域（屋外）</p> <p>(4) 警戒区域に設定することとされた区域（屋内）</p> <p>(5) 居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域（屋外）</p> <p>(6) 居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域（屋内）</p>	<p>(3) 日額10,000円 (東京電力(株)福島第一原子力発電所を中心とする半径3キロメートルの円内の区域の場合は、10,000円を加算)</p> <p>(4) 日額2,000円</p> <p>(5) 日額5,000円</p> <p>(6) 日額1,000円</p> <p>(1)又は(5)について、作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合は、支給額の6割</p>
--	--	---

才 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算見込み）	3,069,585千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算見込み）	388千円
支給実績（平成29年度決算）	2,918,201千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	370千円

備考 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成30年度決算見込み）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成30年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算見込み）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 <p>(1) 配偶者、父母等 月額6,500円</p> <p>(2) 子 10,000円（16歳から22歳の子については、1人につき、5,000円加算）</p>	同じ。	—	3,072,609千円	270,810円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 <p>(1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額</p> <p>(2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額 </p>	同じ。	—	2,635,863千円	278,279円

	から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居1に掲げる額の2分の1				
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分については、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	異なる。	交通機関利用の支給限度額は、月額55,000円	1,922,810千円	92,867円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円までの範囲内の額を加算）	同じ。	—	257,352千円	523,073円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（部長、統括監、課長、校長、教頭等）に支給。職務に応じ39,700円から104,200円までの範囲内の額	異なる。	俸給表、職務の級及び職の区別別に定められた額（46,300円から146,400円までの範囲内）を支給	1,053,472千円	676,169円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給 (1) 医師又は歯科医師 月額414,800円以内（35年間漸減しながら支給） (2) 獣医師 月額30,000円以内（15年間漸減しながら支給）	異なる。	獣医師に支給なし。	101,973千円	1,108,402円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額の合計額に、公署に応じ4パーセントから25パーセントまでの割合を乗じた額	同じ。	—	748,279千円	569,900円
特地勤務手當に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給（人事委員会で定める条件に該当	同じ。	—		

	する者は6年間）。給料及び扶養手当の月額の合計額に、公署に応じ、異動後4年間は4パーセントから6パーセントまで、5年目は4パーセント、6年目は2パーセントの割合を乗じた額				
へき地手当	へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）で定める基準によるへき地学校等に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額の合計額に、学校に応じ8パーセントから25パーセントまでの割合を乗じた額			1,351,303千円	775,719円
へき地手当に準ずる手当	へき地教育振興法施行規則で定める基準によるへき地学校等への異動に伴って住居移転したとき、異動後3年間（任命権者が必要と認める場合は6年間）支給。給料及び扶養手当の月額の合計額に、異動後5年間は4パーセント、6年目は2パーセントの割合を乗じた額				
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同じ。	—	466,975千円	153,711円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ。	—	224,213千円	110,287円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給。勤務1回につき4,200円（人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、5,900円又は7,200円）	同じ。	—	499,018千円	182,790円
管理職員特別勤務手当	管理職員（大学の学長を含む。）が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給 (1) 大学の学長を除く管理職員 1回4,000円から12,000円まで (2) 大学の学長 1回18,000円	同じ。	—	17,133千円	178,469円

義務教育等教員特別手当	公立の学校に勤務する教育職員に支給。職務の級及び号給に応じ月額2,000円から月額8,000円までの範囲内の額		902,728千円	57,693円
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する校長及び教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭等に支給 (1) 管理職員 給料月額の2パーセント又は4パーセント (2) 管理職員以外の職員 給料月額の3パーセント又は6パーセント		49,890千円	225,747円
産業教育手当	農業、水産、工業等の課程を置く高等学校に勤務し、実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目の授業及び実習を担当する時間数がその者の担当時間数の2分の1以上となる教諭、実習助手等に支給。給料月額の6パーセント（定時制通信教育手当を受ける者は、4パーセント）		122,791千円	237,969円
農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業の普及指導事業に従事する職員に支給 (1) 管理職員 給料月額の4パーセント (2) 管理職員以外の職員 給料月額の8パーセント		29,965千円	282,689円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、本県に派遣された職員がその職員の住所又は居所を離れて、本県の区域に滞在することを要する場合に支給。 1日につき3,970円から6,620円までの範囲内の額		—	—

(5) 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	知事 副知事	1,230,000円 970,000円		
議員報酬	議長 副議長 議員	980,000円 840,000円 750,000円		
期末手当	知事 副知事	(平成30年度支給割合) 3.10月分		
	議長 副議長 議員	(平成30年度支給割合) 3.10月分		
退職	知事	(算定方式) 123万円×在職月数×0.50	(1期の手当額) 2,952万円	(支給時期) 任期ごと

手当	副知事	97万円×在職月数×0.42	1,955万円	任期ごと
----	-----	----------------	---------	------

備考 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年=48月）勤めた場合における退職手当見込額である。

(6) 公営企業職員の状況

ア 水道事業

(7) 職員給与費の状況

a 決算見込み

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B ÷ A	(参考) 平成29年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成30年度	千円 28,331,034	千円 397,911	千円 1,808,410	% 6.4	% 6.3

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与 費 B ÷ A	(参考) 都道府県平均1 人当たりの給与 費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成30年度	人 224	千円 888,056	千円 226,880	千円 265,170	千円 1,380,106	千円 6,161	千円 6,870

備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。

2 表中「職員数」は、平成31年3月31日現在の人数である。

3 表中資本勘定支弁職員に係る職員給与費305,627千円は含まない。

b 特記事項

なし

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成30年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖縄県	43.1歳	347,884円	514,889円
団体平均	43.7歳	363,652円	571,975円
事業者	—	—	—

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

沖縄県		(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,568千円		1人当たりの平均支給額（平成30年度） 1,644千円	
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分		(平成30年度支給割合) 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセントまで 管理職加算 10パーセント		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセントまで 管理職加算 10パーセント	

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（平成30年4月1日現在）

沖縄県			(一般行政職・団体平均等)		
(支給率) 勤続20年	自己都合 19.6695月分	応募認定・定年 24.58688月分	(支給率) 勤続20年	自己都合 19.6695月分	応募認定・定年 24.58688月分
勤続25年	28.0395月分	33.27095月分	勤続25年	28.0395月分	33.27095月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 (2ペーセントから45ペーセントまでの割合を加算)	定年前早期退職特例措置	(2ペーセントから45ペーセントまでの割合を加算)	その他の加算措置 (2ペーセントから45ペーセントまでの割合を加算)	定年前早期退職特例措置	(2ペーセントから45ペーセントまでの割合を加算)
(退職時特別昇給 1人当たり平均支給額	無)	— 円 20,544千円	(退職時特別昇給 1人当たり平均支給額	無)	— 円 17,368千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算見込み）	882千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算見込み）	441,000円
支給対象地域	支給対象職員数 支給率 一般行政職の制度（支給率）
東京都特別区	1人 20.0%
大阪府枚方市	1人 10.0% — %

d 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算見込み）	3,337千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算見込み）	25,279円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度決算見込み）	58.9%			
手当の種類（手当数）	5			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度 決算見込み)	左記職員に対する支給 単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	1,458千円	1時間800円
用地等交渉業務手当	経理課管財班に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	—	日額600円（午後6時以降の場合は、1,000円）
交替制勤務手当	各浄水管理事務所 浄水課及び配水管 理課水管理センターに所属する職員	交替制勤務（浄水施設における24時間運転管理業務）	1,448千円	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場又は危険な工事箇所で行う監督、測量検査、調査等	128千円	日額300円

	交通の頻繁な国道、県道又は市町村道の道路上において、交通を遮断することなく行う監督、測量、検査、調査、検針、点検、修繕、交通整理等の作業	31千円	日額150円
	排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	77千円	日額400円
	倉敷ダム管理事務所に勤務する職員が洪水警報発令中に行う河川の巡回監視作業	—	日額800円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に勤務する職員	水質試験業務	195千円 日額150円
		保護具を着用し、毒物劇物等を注入する設備の修繕作業、毒物劇物等又はオゾンの漏洩事故対応作業	— 日額230円

e 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算見込み）	101,103千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算見込み）	493千円
支給実績（平成29年度決算）	84,594千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	401千円

備考 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成30年度決算見込み）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成30年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算見込み）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者、父母等 月額6,500円 (2) 子 10,000円（16歳から22歳の子については、1人につき、5,000円加算）	同じ。	—	36,910千円	269,414円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額	同じ。	—	29,122千円	291,218円

	から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1				
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ。	—	36,416千円	160,424円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円の範囲内の額を加算）	同じ。	—	—	—
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（企業技監、統括監、参考事、課長等）に支給。職の区分に応じ49,900円から93,800円までの範囲内の額	同じ。	—	13,442千円	746,300円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に当該職員に対して支給。勤務1回につき職の区分に応じ6,000円から12,000円までの範囲内の額。また、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、勤務1回につき、職の区分に応じ3,000円から6,000円までの範囲内の額	同じ。	—	164千円	18,222円
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内の割合を乗じた額	同じ。	—	13,407千円	147,326円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時	同じ。	—	7,182千円	211,230円

時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額			
--	--	--	--

イ 工業用水道事業

(7) 職員給与費の状況

a 決算見込み

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 $B \div A$	(参考) 平成29年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成30年度	千円 624,695	千円 17,069	千円 25,461	% 4.1	% 4.0

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与 費 $B \div A$	(参考) 都道府県平均1 人当たりの給与 費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成30年度	4人	千円 15,224	千円 4,061	千円 4,313	千円 23,598	千円 5,900	千円 6,399

備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。

2 表中「職員数」は、平成31年3月31日現在の人数である。

3 表中資本勘定支弁職員に係る職員給与費7,341千円（税込み）は含まない。

b 特記事項

なし

(4) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成30年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖縄県	42.8歳	332,075円	517,336円
団体平均	43.9歳	349,728円	533,622円
事業者	—	—	—

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(5) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

沖縄県	(一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,470千円	1人当たりの平均支給額（平成30年度） 1,508千円
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分	(平成30年度支給割合) 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセン トまで 管理職加算 10パーセント	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセン トまで 管理職加算 10パーセント

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（平成30年4月1日現在）

沖縄県			(一般行政職・団体平均等)		
(支給率) 勤続20年	自己都合 19.6695月分	応募認定・定年 24.58688月分	(支給率) 勤続20年	自己都合 19.6695月分	応募認定・定年 24.58688月分
勤続25年	28.0395月分	33.27095月分	勤続25年	28.0395月分	33.27095月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2パーセントから45パーセントまでの割合を加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2パーセントから45パーセントまでの割合を加算)	
(退職時特別昇給 無)			(退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額	—円	—円	1人当たり平均支給額	—円	11,249千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算見込み）	0円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算見込み）	0円		
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度（支給率）
東京都特別区	0人	20.0%	20.0%
大阪府枚方市	0人	10.0%	—%

d 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算見込み）	3千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算見込み）	2,550円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度決算見込み）	25.0%			
手当の種類（手当数）	5			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度 決算見込み)	左記職員に対する支給単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	—	1時間800円
用地等交渉業務手当	経理課管財班に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	—	日額600円（午後6時以降の場合は、1,000円加算）
交替制勤務手当	各浄水管理事務所 浄水課及び配水管 理課水管理センターに所属する職員	交替制勤務（浄水施設における24時間運転管理業務）	—	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場又は危険な工事箇所で行う監督、測量検査、調査等	—	日額300円
		交通の頻繁な国道、	3千円	日額150円

		県道又は市町村道の道路上において、交通を遮断することなく行う監督、測量、検査、調査、検針、点検、修繕、交通整理等の作業		
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	—	日額400円
		倉敷ダム管理事務所に勤務する職員が洪水警報発令中に行う河川の巡回監視作業	—	日額800円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に勤務する職員	水質試験業務	—	日額150円
		保護具を着用し、毒物劇物等を注入する設備の修繕作業、毒物劇物等又はオゾンの漏洩事故対応作業	—	日額230円

e 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算見込み）	2,639千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算見込み）	660千円
支給実績（平成29年度決算）	1,935千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	484千円

備考 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成30年度決算見込み）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成30年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算見込み）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者、父母等 月額6,500円 (2) 子 10,000円（16歳から22歳の子については、1人につき、5,000円加算）	同じ。	—	422千円	140,545円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額	同じ。	—	576千円	288,109円

	(2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居に掲げる額の2分の1				
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ。	—	421千円	105,130円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円の範囲内の額を加算）	同じ。	—	—	—
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（企業技監、統括監、参事、課長等）に支給。職の区分に応じ49,900円から93,800円までの範囲内の額	同じ。	—	—	—
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に当該職員に対して支給。勤務1回につき職の区分に応じ6,000円から12,000円までの範囲内の額。また、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、勤務1回につき、職の区分に応じ3,000円から6,000円までの範囲内の額	同じ。	—	—	—
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する	同じ。	—	14千円	14,412円

	条例第7条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内の割合を乗じた額				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ。	—	—	—

ウ 病院事業

(7) 職員給与費の状況

a 決算見込み

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 $B \div A$	(参考) 平成29年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成30年度	千円 56,451,251	(純損失) 千円 478,245	千円 32,853,137	% 58.2	% 57.0

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与 費 $B \div A$	(参考) 都道府県平均 1人当たりの 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成30年度	人 2,868	千円 11,566,391	千円 7,245,181	千円 4,197,152	千円 23,008,724	千円 8,023	千円 7,532

備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。

2 表中「職員数」は、平成31年3月31日現在の人数である。

b 特記事項
なし

(4) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成30年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖縄県	41.0 歳	336,076 円	668,547 円
医 師	43.5 歳	536,245 円	1,666,201 円
看護師	40.2 歳	303,181 円	511,930 円
事務職員	45.5 歳	334,967 円	550,794 円
団体平均	40.3 歳	345,195 円	621,262 円
医 師	44.9 歳	571,764 円	1,436,612 円
看護師	38.8 歳	307,328 円	498,412 円
事務職員	43.4 歳	346,399 円	563,681 円
事 業 者	—		—

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

沖縄県	(一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,463千円	1人当たりの平均支給額（平成30年度） 1,556千円
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職 加算 5パーセントから20パーセント まで 管理職加算 10パーセント	

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（平成30年4月1日現在）

沖縄県	(一般行政職・団体平均等)
(支給率) 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度額 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例 (2パーセントから45パーセントまでの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 6,082千円	自己都合 応募認定・定年 24.586875月分 33.27075月分 47.709月分 47.709月分 1人当たり平均支給額 20,286千円
	1人当たり平均支給額 6,142千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算見込み）	325,912千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算見込み）	900,311円		
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度（支給率）
医師・歯科医師	362人	16.0%	— %

d 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算見込み）	846,119千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算見込み）	297,197円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度決算見込み）	99.3%			
手当の種類（手当数）	10			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（平成30年度決算見込み）	左記職員に対する支給単価

伝染病防疫手当	医師及び歯科医師以外の職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号) 第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において、感染症の病原体を有する者若しくは有する疑いのある者の看護等の作業又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	—	日額290円
	運転士	感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務		
夜間看護等手当	助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師若しくは看護補助員(看護学校を卒業した者に限る。)又は管理者がこれらに準ずると認められる職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日午前5時まで)において行われる看護等の業務	深夜の全部を含む勤務 深夜における勤務時間が4時間以上 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満 深夜における勤務時間が2時間未満	187,734千円 165,020千円 179,083千円 24千円
	病院事業医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員	正規の勤務時間以外の時間において救急患者に対処するために呼出しを受けて従事する1時間以上の業務	8,777千円	1回1,620円
巡回診療手当	医師及び歯科医師	離島へき地の巡回診療の業務	—	日額5,000円
	看護師、病理細菌技術者及び診療放射線技術者		—	日額1,500円
暴風雨時手当	職員	暴風雨時(当該職員が勤務する事業所における業務又は事務の全部又は一部が、台風の来襲等による事故発生の防止のための措置として停止された期間に限る。)において、業務に従事することを特別に命ぜられたときの業務	12,495千円	1時間500円
医師手当	医師及び歯科医師	医療業務等	261,979千円	月額25,000円から月額200,000円までの範囲内の額
	医師	病理学的検査の業務	4,800千円	月額100,000円
		放射線診療又は麻酔の業務	20,155千円	月額 50,000円
夜間特殊業務手当	施設管理技士	正規の勤務時 深夜の全部を	162千円	1回980円

		間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	含む勤務		
			深夜における勤務時間が2時間以上	—	1回650円
			深夜における勤務時間が2時間未満	—	1回410円
精神保健業務手当	病院（精和病院を除く。）に所属する運転士	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者の搬送業務	—	日額230円	
離島診療支援手当	職員	離島病院等に勤務する職員以外の職員による離島病院等における診療支援の業務	2,607千円	離島診療支援手当基礎額に、支援業務に従事した日数を乗じて得た額	
高電圧作業手当	職員	交流600ボルト以上又は直流750ボルト以上の電圧を有する電流の送電中における受送電設備の保守又は補修の作業	—	日額230円	
性暴力被害者支援医療業務手当	医師	医師である職員が、性的な被害を及ぼす暴力その他の言動により性的な被害を受けた者（当該被害について初めて医療を受けるものに限る。）の医療の業務に従事したときに支給する。	390千円	日額15,000円	
特別診療手当	医師（県立病院の管理職）	医師である職員であって、県立病院の管理職にある者が、正規の勤務時間以外の時間において診療の業務に従事した場合に支給する。	2,935千円	1時間3,500円 ※平成30年8月1日現在	

e 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算見込み）	3,082,555千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算見込み）	1,092千円
支給実績（平成29年度決算）	3,184,112千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	1,160千円

備考 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成29年度決算見込み）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成30年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算見込み）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間	同じ。	—	359,472千円	264,902円

	にある子、60歳以上の父母等)の いる職員に支給 (1) 配偶者、父母等 月額6,500円 (2) 子 10,000円 (16歳から22歳 の子については、1人につき、 5,000円加算)				
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っ ている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の 職員 家賃の月額から12,000 円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超 える職員 家賃の月額から23,00 0円を控除した額の2分の1を 11,000円に加算した額 (上限 は月額27,000円) 2 単身赴任手当を支給されてい る職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1	同じ。	—	386,968千円	279,198円
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の 職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する 職員 運賃負担額に応じた額。 ただし、55,000円を超える分に ついて、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距 離区分に応じ月額2,300円から月 額40,000円までの範囲内の額	同じ。	—	197,036千円	89,116円
単身赴任 手当	異動等に伴い、住居を移転し、や むを得ない事情により、配偶者等 と別居し、単身で生活することを 常況とする職員に支給。月額30,00 0円 (職員と配偶者等の住居の距離 が100キロメートル以上の者に対 し、距離に応じ、8,000円から70,0 0円までの範囲内の額を加算)	同じ。	—	45,726千円	626,384円
管理職手 当	管理又は監督の地位にある職員に 支給。職の区分に応じ、月額49,90 0円から110,100円までの範囲内の 額	同じ。	—	47,561千円	1,079,898円
初任給調 整手当	採用による欠員の補充が困難であ ると認められる職員に支給。 (1) 医師又は歯科医師 月額344,5 00円以内 (35年間漸減しながら 支給) (2) 精神科を本務とする医師 月 額365,600円以内 (35年間漸減し ながら支給)	異なる。	—	1,332,517千円	3,701,436円
特地勤務 手当	離島その他の生活の著しく不便な 地に所在する公署に勤務する職員 に支給。給料及び扶養手当の月額 の合計額に、公署に応じ4パーセ ントから25パーセントまでの割合 を乗じた額	同じ。	—	346,062千円	539,038円
特地勤務 手当に準 ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動 等に伴って住居移転したとき、異 動後3年間支給 (人事委員会で定 める条件に該当する者は6年 間)。給料及び扶養手当の月額の	同じ。	—		

	合計額に、公署に応じ、異動後4年間は4パーセントから6パーセントまで、5年目は4パーセント、6年目は2パーセントの割合を乗じた額				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ。	—	389,466千円	227,094円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給。勤務1回につき4,200円	同じ。	—	1,615千円	100,925円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例で定めた職員の1週間の勤務時間の状況である。

勤務時間の状況（平成30年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	(下記以外) 午前8時30分 (教育庁(小中)) 午前8時15分 (教育庁(県立)) 午前8時30分 (警察本部) 午前9時30分	(同左) 午後5時15分 (同左) 午後4時45分 (同左) 午後5時 (同左) 午後6時15分	(同左) 正午から午後1時まで (同左) 45分(市町村による) (同左) 午後1時10分から同時 55分まで (同左) 正午から午後1時まで	日曜日及び土曜日

備考 「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの時間帯又はそれに準じた時間帯に勤務時間が割り振られている職員の勤務時間である。

(2) 年次休暇の状況

職員に与えられる年次休暇の1人当たりの平均使用日数の状況である。職員に与えられる年次休暇は、1年について20日であり、その年に受けなかった日数がある場合は、翌年に限り、繰り越すことができる。

年次休暇の状況（平成30年1月1日から同年12月31日まで）

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	1人当たり平均使用日数
793,776.9日	270,182.9日	21,024人	13日

備考 1 「全期間在職職員数」は、当該年の1月1日から12月31までの全期間在職した職員の合計とし、当該期間の中途中に採用された者及び退職した者、当該期間中に育児休業又は分限休職の事由がある職員並びに派遣職員の数を除く。

2 「総付与日数」は、当該年の1月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数（前年からの繰り越分を含む。）の合計である。

3 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。

(3) 特別休暇等の状況（平成30年4月1日現在）

種類	付与日数
1 公傷休暇（公務上の傷病）	必要と認める期間

2 療養休暇（結核性疾患）	1年の範囲内で必要と認められる期間
3 病気休暇（公務によらない負傷又は疾病（結核性疾患を除く。））	90日（妊娠中の女性職員が妊娠に起因する疾病の場合は、120日。職員が精神性疾患により、最初に療養のための休暇を請求した場合は、連続する180日）の範囲内で必要と認められる期間
4 生理休暇	必要と認める期間
5 産前休暇	8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定の職員の女性職員が休暇を請求した場合は、出産日までの期間
6 産後休暇	出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間内
7 慶弔休暇 (1) 親族が死亡した場合 (2) 父母、配偶者及び子の祭祀 <small>し</small> を行う場合 (3) 結婚する場合	(1) 配偶者10日、父母及び子7日、祖父母等3日、孫等1日 (2) 1日 (3) 5日（企業局8日）
8 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により交通の制限又は遮断された場合	理由の発生している期間
9 風水震火災その他非常災害により交通遮断された場合	理由の発生している期間
10 風水震火災その他天災地変により職員の現住居が滅失又は破壊された場合	連続した15日以内
11 交通機関の事故等の不可抗力の事故の場合	理由の発生している期間
12 所轄機関の業務又は事業の運営上の必要に基づき、業務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。）	理由の発生している期間
13 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	必要と認める日又は時間
14 選挙権その他の公民権行使する場合	必要と認める日又は時間
15 生後1年に達しない生児を育てる場合	1日2回各30分以上60分以内（合計90分以内）又は1日1回90分
16 妊娠中の職員が通勤を利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認める場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日に1時間を超えない範囲内で必要と認める時間
17 職員の配偶者が出産する場合でその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は、その者の勤務時間等を考慮し、5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める時間）の範囲内の期間
18 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、当該子の看護のため又は当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合	1暦年について5日（子が2人以上の場合は、10日）の範囲内の期間
19 夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充	6月から10月までの期間内に5日

実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は、5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数) の範囲内の期間
20 妊娠中及び出産後の女性職員が健康審査及び保健指導を受ける場合	1日以内で必要な時間
21 妊娠中の女子職員がつわり等の障害により勤務することが著しく困難な場合	一妊娠期間中につき7日を超えない範囲内の期間（企業局10日を超えない範囲内の期間）
22 配偶者の出産のための看護、家事等に従事する場合	出産前10日以内及び出産後10日以内において、3日を超えない範囲内で必要と認める期間
23 旧盆の場合	旧盆該当日のうち1日
24 風水震火災その他天災地変により本人（10に区分する特別休暇に該当する場合を除く。）又は家族の住居の滅失又は破壊による復旧作業	(1) 本人の住居 10日以内 (2) 家族の住居 5日以内
25 骨髄移植のための骨髓液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髓液を提供する場合で、提供に必要な登録、検査又は入院のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要な登録、検査又は入院のため勤務しないことがやむを得ないと認められる期間
26 社会に貢献する活動を行う場合	1暦年について5日の範囲内の期間
27 組合休暇（無給休暇）	1暦年について30日の範囲内の期間（警察本部を除く。）
28 介護休暇（無給休暇）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算して6月の期間内において必要と認められる期間
29 新型インフルエンザ等感染症により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
30 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会で定める者で、要介護状態にある対象家族の介護その他の人事委員会規則で定める世話をするため勤務しないことが相当であると認められる場合	1暦年について5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にはあっては、10日）の範囲内の期間
31 検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項に規定する停留の対象となった場合	必要と認められる期間（警察本部のみ）
32 永年勤続職員休暇	勤続年数20年及び30年に達する職員であって、1回に限り3日以内（週休日、休日及び休日の代休日を除く。）で連続する必要と認める期間

5 職員の休業の状況（平成30年度）

(1) 育児休業取得者数

(単位：人)

育児休業			育児部分休業			育児短時間休業		
男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
54	660	714	3	43	46	2	35	37

(2) 自己啓発等休業

ア 取得者数 (単位：人)

年度取得者数		
男性	女性	計
4	3	7

イ 取得状況

(単位：人)

教育施設									奉仕活動		
大学			大学院			その他					
男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
1	2	3	1	1	2	2	0	2	0	0	0

備考 自己啓発等休業は、沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年沖縄県条例第56号）に基づき申請された休業の状況とする。

(3) その他の休業

(単位：人)

大学院修学休業			修学部分休業			配偶者同行休業		
男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
0	0	0	1	1	2	0	5	5

6 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例（昭和47年沖縄県条例第4号）に基づき、分限処分に付された者の状況である。

分限処分の状況（平成30年度）

(単位：件)

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0		0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号及び第2項第1号	0	0	855	855
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号			0	0
沖縄県職員の分限に関する条例第2条の規定による場合	第27条第2項			1	1
地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者					0
沖縄県職員の分限に関する条例第7条の規定により失職しなかった者					0
合計		0	0	856	856

備考 1 職員のうち、地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例に基づき分限処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。

- 2 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由の区分に計上している。
 3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上している。

(2) 懲戒処分の状況

地方公務員法に基づき、懲戒処分に付された者の状況である。

懲戒処分の状況（平成30年度）

（単位：件）

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	7	5	10	1	23
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	2	1	0	0	3
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	1	1	3	0	5
合計		10	7	13	1	31

- 備考 1 職員のうち、地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上している。
 2 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

7 職員の服務の状況

地方公務員法第38条及び営利企業への従事等の制限に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第5号）の規定に基づく営利企業への従事等許可の状況である。

営利企業への従事等許可の状況（平成30年度）

区分	申請件数	許可件数
営利企業への従事等許可申請	347件	346件

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法及び沖縄県職員の退職管理に関する条例（平成28年沖縄県条例第46号）に基づく退職者（管理又は監督の地位にある職員であった者に限る。）の離職後2年間の再就職状況である。

再就職の状況（平成30年度）

（単位：人）

公社等外郭団体	その他団体又は企業	再就職者合計
1	15	16

- 備考 1 公社等外郭団体とは、公社等の指導監督要領（平成16年11月19日付け沖縄県知事通達）別表1に掲げる法人である。
 2 職員の退職管理の状況については、沖縄県ホームページ（http://www.pref.okinawa.jp/site/somu/jinji/jinji/h29_saishyushokujoukyou.html）でも公開している。

9 職員の研修の状況

地方公務員法第39条の規定に基づき任命権者が行う職員の主な研修の状況である。

主な研修の状況（平成30年度）

研修の名称	研修の内容	対象者	実施回数	修了者数
新採用職員前期研修	副知事講話、ビジネスマナー、地方自治制度、地方公務員制度、文書事務の基本、会計事務の基本、県の組織と仕事、福利厚生と共に制度、行政の情報化、危機管理と災害対策、沖縄の振興について、人事評価制度	平成30年度当初採用された全職員、前年度中途採用職員及び前年度同研修未修了者	2回	141人

新採用職員後期研修	心と体の健康管理、沖縄県の国際交流・国際協力、国際ボランティア、条例・規則のしくみ、沖縄県福祉行政の重要課題について、沖縄の基地問題、沖縄の歴史と文化、財政のしくみ、仕事の進め方、行政改革について、障害者への対応について、地方自治法演習、地方公務員法演習	平成30年度新採用職員前期研修修了者及び前年度後期研修未修了者	2回	126人
【教育庁】県立学校新規採用事務職員研修会	学校事務として必要な基礎知識等を身につける講義、実務研修等	新規採用事務職員	2回	8人
【教育庁】公立学校新規採用事務職員研修	公立学校新規採用事務職員の資質の向上を図るとともに、事務処理の効率化と学校運営の円滑化に資する。	新規採用事務職員	1回	17人
【教育庁】新規採用事務職員研修	行政説明、講話、グループ討議等	小中学校新規採用事務職員	2回	10人
【警察本部】新採用職員研修（初任科）	団体生活を通して、警察官、警察職員としての職責の自覚と社会人としての心構えを養うとともに、体力気力の鍛成を図る。	平成30年度に採用された全警察職員	3回	103人
【警察本部】新採用職員研修（初任補修科）	警察官としての職業倫理を培い、自信と誇りを持たせ、人間性豊かな人格の形成を図るとともに、専門的な法学及び地域警察活動の基本となる法学、実務、術科等の教養を実施する。	平成29年度の新規採用職員研修（初任科）及び平成30年度の新規採用職員研修（初任科）を修了した警察官	2回	100人
【病院事業局】新採用職員前期研修（事務職員・コメディカル職員・看護師）	新採用職員に知ってほしいこと 人事評価制度について 給与制度について 文書事務の基本について 会計事務の基本 福利厚生・共済制度、公務災害 病院現場における接遇の基本 地方公務員の服務について 情報セキュリティについて 経営企画担当の業務、保険診療・DPCについて、診療材料と薬品について、沖縄県立病院経営計画の紹介	新採用職員（事務職員・コメディカル職員・看護師）	2回	210人
【病院事業局】新採用職員後期研修（事務職員・コメディカル職員）	保険診療の理解のために 病院現場におけるリスク管理の実態 地域医療連携の実際について セクハラ・パワハラについて 初任者向けクレーム対応 仕事のすすめ方	新採用職員（事務職員・コメディカル職員）	1回	43人
【教育庁】県立学校事務職員昇任時研修会	中堅職員としての役割に関する講義、問題解決能力を図るための演習等	県立学校事務職員	2回	27人
【警察本部】昇任時研修	中核となる警察職員としての知識技能の習得を図る。	巡査部長及び警部補（警察官）や主任及び係長（警察事務職員）に昇任し、又は昇任が予	4回	24人

		定されている職員		
【教育庁】 新任主任事務職員研修	講話、グループ討議、先進事例報告等	小中学校新任主任事務職員	1回	31人
【病院事業局】 主任級職員研修 (事務職員・コメディカル職員)	コミュニケーション 県立病院の経営 セクハラ・パワハラについて メンタルヘルス	主任級に昇任した事務職員及びコメディカル職員	1回	41人
主任級第一部研修	公務員倫理Ⅰ、行政課題研究Ⅱ (ディベート)、伝わる資料づくり、危機管理、メンタルヘルス、行政改革	平成30年度に主任に昇任した全職員及び前年度同研修未修了者	5回	154人
主任級第二部研修	説明力向上研修	主任級昇任後3年経過した全職員及び前年度同研修未修了者	3回	123人
【教育庁】 新任事務主査研修	講話、グループ討議、先進事例報告等	小中学校新任事務主査	1回	8人
【病院事業局】 主査級職員研修 (事務職員・コメディカル職員)	中堅職員に求められる役割について	主査級に昇任した事務職員及びコメディカル職員	1回	15人
主査級第一部研修	メンタルヘルス、政策形成入門、危機管理、公務員倫理Ⅱ	平成30年度に主査級に昇任した全職員及び前年度同研修未修了者	3回	85人
主査級第二部研修	中堅職員研修	主査級昇任後3年経過した全職員及び前年度同研修未修了者	5回	191人
【教育庁】 事務長・事務主幹研修	行政説明、講話、先進事例報告、グループ討議等	小中学校事務長及び事務主幹	1回	74人
班長級第一部研修	班長級の役割・人事評価制度、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント、公務員倫理Ⅲ、パブリシティとマスコミ対応、危機管理、メンタルヘルス、コーチアプローチファシリテーション	平成30年度に班長級に昇任した全職員及び前年度同研修未修了者	3回	111人
班長級第二部研修	リーダーシップ研修	班長級昇任後3年経過した全職員及び前年度同研修未修了者	3回	112人
【教育庁】 県立学校新任事務長研修会	講話等を通して職責に対する自覚を促し、職場管理能力及び行政的見識を高める。	事務長	1回	2人
【教育庁】 県立学校事務長研修会	教育主要施策、服務、危機管理、財政、行政説明等	事務長	1回	76人
課長級研修	危機管理、障害者への対応について、組織マネジメント、人事評価制度、県職員の労務管理、沖縄振	平成30年度に課長級に昇任した全職員及び前年度同研	2回	69人

	興について、副知事講話、パブリシティとマスコミ対応、職員の健康管理	修了者		
管理者特別研修	知事講話及び講演	本庁課長級（出先機関における相当職を含む。）以上 の職にある職員	1回	306人
省庁等派遣研修	県の業務と密接な関係のある省庁等との人的ネットワークを構築し、職員の視野を広め意識改革の実現を図るため、省庁及び民間企業等へ職員を派遣する。	—	1回	34人
自治大学校研修	地方自治に関する高度で専門的な知識を習得するため、自治大学校へ職員を派遣する。	—	4回	7人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

厚生制度の状況（平成30年度）

区分	内容	実施状況
職員の保健に関すること	定期健康診断	受診率99.2パーセント（教育委員会については、事務局職員のみを集計している。）
職員の元気回復に関すること	職員球技大会	【知事部】 県内8ブロックにおいて、野球、バレーボール、ソフトボール等の種目及びその他のレクの種目の中から5種目以上を実施し、延べ2,711人が参加 【企業局】 ボウリング、卓球、バドミントン、ビーチバレー 【病院事業局】 ソフトボール、バドミントン、ソフトバレー、卓球
その他厚生に関すること	職員住宅	【知事部】4か所（289戸） 東京30戸、名護54戸、宮古80戸、八重山125戸 【企業局】1か所（4戸） 名護4戸 【教育庁】4か所（311戸） 沖縄本島140戸、久米島31戸、宮古67戸、八重山73戸 【病院事業局】3か所（34戸） 名護3戸、宮古8戸、八重山23戸
	警察職員待機宿舎	【警察本部】県内34宿舎、408戸
	ライフプランセミナー等	【知事部】 ライフプランの基礎、退職後のプラン設計、教育資金の準備、住宅取得の準備（延べ276人受講） 【警察本部】 平成30年7月10日、同月11日及び同月12日
	職員互助会の運営	【知事部】 団体名 沖縄県職員厚生福利振興会 公費補助金額 31,606千円 公費補助率 50パーセント 会員数 5,495人

		会員 1人当たり補助金額 5,752円 主な給付の件数及び実績額
		・育児支援金 121件 7,026千円
		・介護支援金 3件 64千円
		・スポーツ・レジャー・芸術鑑賞等助成金 2,028件 5,492千円
		・宿泊施設利用助成 2,679件 12,215千円
		・疾病予防検診助成金 2,211件 14,138千円
		・生涯能力開発助成金 178件 751千円
		・予防接種助成金 1,717件 3,988千円
		・ファミリーサポートセンター利用助成金 39件 257千円
		・球技大会助成金 1件 50千円
		・ボランティア活動助成金 13件 65千円
		【教育庁】
		団体名 沖縄県教職員互助会
		公費補助金額 36,858千円 公費補助率 50 パーセント
		会員数 13,567人
		会員 1人当たり補助金額 2,716円
		主な給付の件数及び実績額
		・育児休業給付金 755件 18,917千円
		・人間ドック助成金 8,641件 43,203千円
		・生活相談事業 306件 2,088千円

(2) 公務災害補償の状況

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく職員の公務災害補償の状況である。

ア 公務災害（平成30年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年 度 未 処理件数
		公務上	公務外		
30	280	249	3	2	56

イ 通勤災害（平成30年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年 度 未 処理件数
		通勤災害該当	通勤災害非該当		
0	10	6	0	1	3

第3 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した競争試験及び選考試験の状況である。

(1) 採用試験の実施状況（平成30年度）

ア 上級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験 合 格 者 数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
行政 I	1,096	931	98	58	16.1
心理	22	17	4	1	17.0
社会福祉	56	51	26	14	3.6
電気	33	22	13	8	2.8
機械	29	24	10	10	2.4
土木	64	55	19	11	5.0

建築	16	13	7	7	1.9
化学	15	12	6	5	2.4
農業	38	34	17	7	4.9
農業土木	26	23	13	8	2.9
農芸化学	26	24	8	6	4.0
畜産	13	11	4	3	3.7
林業	14	14	10	6	2.3
水産	15	11	4	2	5.5
病院事務	104	92	25	17	5.4
警察事務	111	95	10	3	31.7
計	1,678	1,429	274	166	8.6

イ 中級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
県立学校事務Ⅰ	282	194	27	16	12.1
県立学校事務Ⅱ	52	48	19	13	3.7
市町村立学校事務	302	216	36	17	12.7
計	636	458	82	46	10.0

ウ 初級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
一般事務	723	364	24	19	19.2
土木	11	11	4	1	11.0
農業土木	8	5	2	2	2.5
警察事務	162	82	10	2	41.0
計	904	462	40	24	19.3

エ 警察官試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
警察官A(男性)	446	337	169	46	7.3
警察官A(女性)	104	62	36	12	5.2
警察官A(武道指導)	6	6	4	2	3.0
警察官B(男性)	863	535	180	39	13.7
警察官B(女性)	272	144	50	14	10.3

警察官B(武道指導)	4	4	3	1	4.0
計	1,695	1,088	442	114	9.5

才 身体障害者を対象とした採用選考試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
一般事務	19	14	8	5	2.8
計	19	14	8	5	2.8

力 採用試験の実施日程

試験の種類	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第1次試験合格発表日	第2次試験日	最終合格発表日
上級試験	4月6日	5月7日から同月18日まで	6月24日	7月6日	7月22日から8月14日まで	8月31日
中級試験	4月6日	7月9日から同月23日まで	9月23日	10月5日	10月21日から11月6日まで	11月22日
初級試験	4月6日	7月9日から同月23日まで	9月23日	10月5日	10月21日から11月6日まで	11月22日
警察官A	4月6日	4月20日から5月18日まで	7月7日及び同月8日	7月20日	8月4日から同月15日まで	9月7日
警察官B	4月6日	6月25日から7月23日まで	10月13日及び同月14日	10月26日	11月11日から12月4日まで	12月21日
身体障害者を対象とした採用選考試験	4月6日	7月9日から同月23日まで	10月14日	10月26日	11月9日	11月22日

備考 警察官A及び警察官B試験については、男性、女性とも同一日程である。

(2) 採用選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した採用選考の状況である。

採用選考の状況（平成30年度）

職種	選考申請人数					選考承認人数
	知事部局	教育委員会	警察本部	病院事業局	合計	
課長級	2	1	6		9	9
班長級		4			4	4
主査級		13	2	1	16	16
主任級・主事級	6	3	1		10	10
医師	3			45	48	48
歯科医師				2	2	2
獣医師	6				6	6
薬剤師	3			4	7	7
精神保健福祉士	1				1	1
児童自立支援専門員	1				1	1

管理栄養士				1	1	1
学校栄養職員		3			3	3
診療放射線技師				7	7	7
臨床検査技師				8	8	8
臨床工学技士				3	3	3
理学療法士				3	3	3
言語聴覚士				1	1	1
保健師	7		1		8	8
看護師				129	129	129
航海士		1			1	1
機関士	2				2	2
乗組員		4			4	4
学芸員	4	1			5	5
研究員			2		2	2
警察官			15		15	15
涉外事件調査員			1		1	1
航空整備士			1		1	1
計	35	30	29	204	298	298

(3) 昇任試験の実施状況

職員の任用に関する規則に基づき、警察本部長が実施した昇任試験の状況である。

昇任試験の実施状況（平成30年度）

試験の種類	受験資格	試験日	申込者数	受験者数	第1次合格者	最終合格者	競争倍率
巡査部長 (一般)	大学卒業者 巡査の階級に3年以上在級している者 短大卒業者 巡査の階級に4年以上在級している者 その他 巡査の階級に5年以上在級している者	第1次 平成30年5月18日 第2次 平成30年6月11日 第3次 平成30年7月12日 及び同月13日	507	499	114	61	8.2
警部補 (一般)	大学卒業者 巡査部長の階級に2年以上在級している者 短大卒業者 巡査部長の階級に3年以上在級している者 その他 巡査部長の階級に4年以上在級している者	第1次 平成30年6月12日 第2次 平成30年7月10日 第3次 平成30年8月27日 及び同月28日	448	444	90	40	11.1
	警部補の階級に4年以上	第1次					

警部 (一般)	在級している者	平成30年7月14日 第2次 平成30年7月26日 第3次 平成30年9月3日 及び同月4日	361	352	59	16	22.0
------------	---------	---	-----	-----	----	----	------

備考 在級期間の計算は、休職、療養及び育児休業期間が6か月を超える場合は、その期間を除く。

(4) 昇任選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した昇任選考の状況である。

昇任選考の状況（平成30年度）

職種	選考申請人数								選考承認人数
	知事部局	議会事務局	監査委員事務局	教育委員会	警察本部	企業局	病院事業局	合計	
部長級	8		1	1			1	11	11
統括監級	21			2	7		3	33	33
課長級	63	1		10	15	1	6	96	96
班長級	班長（主幹、課長補佐、事務長等含む。）	82	1	18	2	2	1	106	106
	教授（農業大学校）	1						1	1
	浄化センター長	1						1	1
	課長（県立病院）						3	3	3
	部長・副部長（医師）						5	5	5
	看護主幹						9	9	9
	副技師長						7	7	7
	室長						2	2	2
	計	176	2	1	31	24	3	37	274
									274

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法の規定に基づき、人事委員会が実施した報告及び勧告の状況である。

給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況（平成30年度）

報告及び勧告の年月日	報告及び勧告の内容	実施状況
平成30年10月11日	<p>報告</p> <p>1 納入改定について</p> <p>(1) 納料表</p> <p>納料表（教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)を除く。）については、国家公務員の俸給表改定に関する人事院勧告に準じて改定すること。また、教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)については、行政職給料表との均衡を考慮し、改定を行うこと。</p> <p>(2) 初任給調整手当</p> <p>医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて改定すること。</p> <p>(3) 期末手当及び勤勉手当</p>	

期末手当及び勤勉手当については、年間の支給月数を0.05月分引き上げ、4.45月分とすること。支給月数の引上げ分は、本年度については、12月期の勤勉手当を0.05月分引上げ、平成31年度以降においては6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分すること。

再任用職員、大学の学長並びに一般職の任期付研究員及び任期付職員についても、この改定との均衡を考慮した措置を行うこと。

(4) 宿日直手当

宿日直手当については、人事院勧告に準じて改定すること。

(5) その他の課題

家畜保健衛生所など高い専門性と技術力を要し相当程度独立して権限行使する獣医師の業務については、他の都道府県との均衡や勤務環境の変化等を考慮し、特殊性・専門性に応じた処遇の在り方を検討する必要がある。

2 公務運営に関する課題について

(1) 働き方改革と勤務環境の整備

ア 長時間労働の是正及び仕事と生活の調和の推進

時間外勤務の縮減を始めとする長時間労働の是正については、職員の心身の健康保持、仕事と生活の調和の推進、公務能率の向上等を図る上で重要な課題であり、本委員会においても、従来よりその必要性を指摘してきた。

今年は「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、国家公務員についても超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めることとする等、官民ともに長時間労働を是正することが求められており、地方公務員についても、その必要性を改めて認識することが重要である。また、優秀な人材の確保、女性職員の活躍推進の観点からも、仕事と生活の調和が実現できる魅力ある勤務環境の実現が求められているところである。

各任命権者においては、長時間労働を是正するため、これまでノー残業デーを始めとする時間外勤務の縮減や休暇取得促進を図る各種の取組を実施してきた。長時間の時間外勤務を行った職員数や年次有給休暇の取得状況については改善傾向が見られることから、引き続き取組を推進していくことが重要である。

現在、知事部局等で運用されている勤務管理システムは職員の勤務状況等を把握する有効な手段であり、管理監督者にはシステムで得られたデータ等から時間外勤務の要因を分析し、より効果的な縮減の取組を検討し実施していくことが求められる。

システムの導入・稼働が予定されている任命権者についても、同様の視点でデータを活用していくことの重要性を管理監督者へ周知する必要がある。

また、職員一人一人が、時間外勤務が必要な際には事前命令を受けることを徹底するとともに、業務に当たっては常に業務の改善・効率化についての視点を持ち、管理監督者とこれら的情報を共有することが大切である。

他方、各任命権者は、組織全体として時間外勤務の生じる要因の分析やこれまでの取組の検証を行い、業務の取捨選択や優先順位の明確化、業務プロセスの改善、繁忙期における業務支援等による業務の平準化と併せて、必要に応じて関係機関にも協力を求めながら業務改善への取組を進めるほか、業務実態に応じた適正な人員配置などに取り組むことが求められる。また、宿日直等の勤務体制や休憩時間の付与等についても、適切な管理に努める必要がある。

学校における長時間勤務の問題については、本委員会はこれまでに改善を求めてきたところであり、平成29年12月には文部科学省が「学校における働き方改革に関する緊急対策」を取りまとめている。本県では、県立学校において出退勤時間を把握する取組が行われており、その中で長時間勤務の主な要因として部活動指導が挙げられている。現在、勤務管理システム導入等の取組も進められていることから、引き続き教職員の長時間勤務の実態を把握し、要因となっている業務について早急に改善していく必要がある。

仕事と生活の調和を図る上では、長時間労働の是正だけで

なく、育児や介護に係る支援制度が適切に活用されることも重要である。これまででも各任命権者において様々な取組が進められてきたところであるが、引き続き、育児休暇や介護休暇等の取得しやすい職場環境づくりに向け、制度の周知や管理監督者等の意識改革に取り組む必要がある。

一部の任命権者において導入されている時差出勤制度は、利用率も高い状況にあり、今後ともテレワークをはじめとする多様な働き方を選択できる環境の構築を進めていく必要がある。

また、近年、赴任に際し転居を必要とする職員の住居の確保が困難となっている状況が見られる。行政サービスを適切に提供するためには、職員を適正に配置することが求められることから、老朽化した職員住宅の改修等に取り組む必要がある。

イ 心身の健康管理

職員の心身の健康管理は、健康の保持・増進の観点はもとより、公務遂行能力の維持向上の観点からも重要な課題である。

心の健康については、精神性疾患が病気休職の理由として高い割合を示していることから、本委員会はこれまでその対策について指摘してきたところである。心の健康を害する要因は、仕事、職場生活、家庭、地域等に存在し、複合的なものと考えられるが、職場におけるメンタルヘルスケアを積極的に実施することにより、メンタルヘルス不調を未然に防止することが重要である。任命権者、管理監督者においては、職員のメンタルヘルスに対する理解を深めるための研修の実施や職場環境の改善等に組織的かつ計画的に取り組むとともに、職員自身のストレスへの気付き等を通じて、メンタルヘルス不調を未然に防止することを目的とするストレスチェックの受検率の向上に努める必要がある。

また、心の病で休職した職員を対象とした復職試行や勤務軽減措置についても、これまでの取組を検証して更なる充実を図るとともに、復職後の状況把握や職務遂行能力の回復支援等といったフォローアップや再発防止策にも取り組む必要がある。

なお、法令で義務付けられている長時間の時間外勤務を行った職員を対象とした医師による面接指導については、各任命権者とも依然として実施率が低い状況にある。長時間労働によって過労死のリスクが高まることなど心身に与える影響について、管理監督者及び職員に周知し、実施率の向上を図る必要がある。

職場におけるハラスマントは、職員の人格や尊厳を傷つける行為であり、勤労意欲の低下や心の健康に悪影響を及ぼし、職場環境の悪化や公務能率の低下にもつながるものである。セクシャル・ハラスマントやパワー・ハラスマント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスマント等を防止するためにも、職員一人一人が自らの言動を省み、高い倫理感を持って職務を遂行することが重要である。

各任命権者においては、ハラスマントに対する理解を深めるための研修等による意識啓発や相談窓口の周知等、発生防止や相談体制の充実に引き続き取り組み、良好な職場環境の確保に努める必要がある。

(2) 人材の確保及び育成

ア 人材の確保

少子高齢化が進行するとともに行財政改革が求められる中で、高度・複雑化する県民ニーズに対応していくためには、県職員として優れた資質や高い能力を有する人材を継続的に確保していくことが重要である。

しかしながら、近年、職員採用試験の受験者数が減少傾向を示しており、特に一部の技術系職種においては、景気回復及び人手不足による民間企業の採用拡大等もあり、必要な数の人材確保が厳しい状況が続いている。

こうした状況から、本委員会においても今年度から任命権者と連携し、事務系・技術系職員採用ガイダンスを開催し、幅広い業務に携わることができるという県ならではの仕事の魅力をアピールするなど、受験者確保等の取組を強化してい

るところである。各任命権者においても、インターンシップ等を活用し、県職員の仕事の内容と魅力、「働きがい」を積極的に発信していくことが求められる。

また、新規採用者数は退職者数等によって増減するが、年度によって大幅に変動すると、職員の年齢構成に偏りが生じ、計画的な人事配置・人材育成が困難となることから、継続的な組織運営に支障が生じるおそれがある。このため、各任命権者においては、真に必要な規模の新規採用を計画的に継続していくよう努める必要がある。

イ 人材の育成

高度・複雑化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応していくためには、常に職員の能力向上を図る取組を行うことが重要である。人材の育成については、各任命権者における人材育成基本方針に基づき、自己啓発を中心とした能力開発を基本に、各種職員研修を通して職員の職務遂行能力向上を図っていく必要がある。

女性職員の登用拡大については、各任命権者において、特定事業主行動計画を策定し、数値目標を掲げ取り組んでいるところであるが、引き続き積極的な登用、職域拡大等を図るとともに、働きやすい環境の整備に努め、意欲と能力のある女性を活用する必要がある。

ウ 能力及び実績に基づく人事管理の推進

各任命権者においては、能力及び実績に基づく人事管理の徹底等を図るため、地方公務員法に基づき、人事評価を実施しているところである。引き続き評価者研修の充実等により評価能力の向上を図るとともに、評価者と被評価者との面談等を通じて、人事評価制度の趣旨及び目的が十分に共有されるよう努め、その評価結果についても、人事管理の基礎として適切に活用していく必要がある。

エ 会計年度任用職員制度の導入

平成29年5月、地方公務員の臨時・非常勤職員について、特別職の任用及び臨時の任用の厳格化並びに会計年度任用職員制度の創設が盛り込まれた地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、平成32年4月1日から施行されることとなっている。

各任命権者においては、国からの事務処理マニュアル等を踏まえ、法の趣旨に沿った制度の構築を行っているところであるが、円滑な導入に向けて、準備を進めていく必要がある。

(3) 定年の引上げをめぐる動向

人事院は、複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げることが必要であるとして、本年8月、国家公務員法等の改正についての意見の申出を行った。また、この中で、役職定年制、60歳を超える職員の給与等について考えを示したところである。

現在、本県においては、再任用制度によって雇用と年金の接続を図っているところであるが、各任命権者においては、引き続き、定年退職する職員の希望、意欲、能力、適性等に応じ、その職員が培ってきた専門的知識や経験を活用し得るポストへの配置に努めるとともに、定年の引上げについて、国の動向、他の地方公共団体の取組等を注視していく必要がある。

(4) 服務規律の徹底

本年は、コンプライアンス、公務員倫理の問題が大きく取り上げられた年となった。言うまでもなく、県行政を円滑に推進する上で県民の信頼は不可欠であり、その信頼を保持するためには、職員一人一人が、県民全体の奉仕者であることを勤務時間の内外を問わず常に自覚し、県民の信頼に応えるべく、高い使命感をもって職務に精励することが肝要である。

本委員会は、これまで職員の服務規律の徹底について言及してきたところであるが、依然として一部の職員による不祥事が発生している状況にあり、これは、県民の県行政に対する信頼を大きく損なうものである。

各任命権者においては、従来から職員に対する注意喚起、研修の実施等に取り組んできたところであるが、改めてこれまで

	<p>の取組の効果を検証の上、不祥事の根絶に向け、職員に対してコンプライアンスを徹底させるとともに、綱紀の肅正に万全を期し、県民の信頼に応えることが重要である。</p>	
3	勧告実施の要請について	
	<p>人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な職員の給与水準を確保するとともに、人材の確保や組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的かつ安定的な運営に寄与するものである。</p> <p>近年、行政需要が高度・複雑化する中、職員においては、県民の安全安心の確保を始め、様々な分野で日々職務に精励しており、給与をはじめとする勤務条件は、そのような職員の努力や実績に的確に報いる必要がある。</p> <p>議会及び知事におかれでは、給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。</p>	
	勧告	勧告どおり実施
1	沖縄県職員の給与に関する条例の改正	
	(1) 給料表	現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。
	(2) 諸手当	<p>ア 初任給調整手当 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を414,800円とすること。</p> <p>イ 宿日直手当 勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,400円、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,400円（勤務時間が通常勤務の日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ6,600円、11,100円）とすること。</p> <p>ウ 期末手当及び勤勉手当</p> <p>(ア) 平成30年12月期の支給割合 a b及びc以外の職員 勤勉手当の支給割合を0.95月分（再任用職員にあっては、0.475月分）とすること。 b 特定幹部職員 勤勉手当の支給割合を1.15月分（再任用職員にあっては、0.575月分）とすること。 c 大学の学長 期末手当の支給割合を1.7月分とすること。</p> <p>(イ) 平成31年6月期以降の支給割合 a b及びc以外の職員 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.3月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.725月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.925月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.45月分）とすること。 b 特定幹部職員 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.1月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.125月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.55月分）とすること。 c 大学の学長 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。</p>
2	沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正	
	(1) 給料表	現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。
	(2) 期末手当	<p>ア 平成30年12月期の支給割合 期末手当の支給割合を1.7月分とすること。</p> <p>イ 平成31年6月期以降の支給割合 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。</p>
3	沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正	
	(1) 給料表	

	<p>現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。</p> <p>(2) 特定期付職員の期末手当</p> <p>ア 平成30年12月期の支給割合 期末手当の支給割合を1.7月分とすること。</p> <p>イ 平成31年6月期以降の支給割合 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.675月分とすること。</p> <p>4 改定の実施時期 この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のウの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、1の(2)のウの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては平成31年4月1日から実施すること。</p>	
--	---	--

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法第47条の規定に基づき、職員が勤務条件に関する措置の要求をした状況である。

勤務条件に関する措置の要求の状況（平成30年度）

区分		前年度末現在未処理件数	措置要求件数	処理件数	前年度末現在未処理件数に係る処理件数	今年度の措置要求件数に係る処理件数	年度末現在未処理件数
県 分	給与	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
市 町 村 等 分	給与	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

- 備考 1 件数は、措置要求をした個々の職員1人をもって1件とし、数人の職員が共同で措置要求した場合も職員1人をもって1件としている。また、1人の職員が2以上の異なる区分について同時に措置要求した場合は、それぞれを1件としている。
- 2 「措置要求件数」は、人事委員会に対して措置要求がなされたもの全ての件数である。
- 3 「処理件数」には、措置要求が適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。
- 4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分

離が行われた場合にはそれを1事案としている。

4 不利益処分に関する審査請求の状況

地方公務員法第50条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分についての審査請求の状況である。

不利益処分に関する審査請求の状況（平成30年度）

区分		前年度末現在未処理件数	審査請求件数	処理件数	前年度末現在未処理件数に係る処理件数	今年度の審査請求件数に係る処理件数	年度末現在未処理件数
県 分	分限処分	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	懲戒処分	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
	転任	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	2 (2)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
市 町 村 等 分	分限処分	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	懲戒処分	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	転任	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
合計		3 (3)	4 (4)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	3 (3)

- 備考 1 件数は、審査請求をした個々の職員1人をもって1件としている。
 2 「審査請求件数」は、人事委員会に対して審査請求がなされたもの全ての件数である。
 3 「処理件数」には、審査請求が適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。
 4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれを1事案としている。